

公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）における職員及び学長（第6条において「職員等」という。）の公的研究費等の不正使用を防止し、その管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「公的研究費等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）その他の公的機関から交付される研究資金及び受託研究、共同研究、教育研究奨励寄附金その他の学外の機関から法人に受け入れた研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第3条 法人全体を統括し、公的研究費等の運営及び管理についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 前項の最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の管理及び運営について、法人全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

2 前項の統括管理責任者は、副理事長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費等の運営及び管理に関するコンプライアンス教育及び必要な指導改善を行う実質的な責任及び権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

2 前項のコンプライアンス推進責任者は、副学長（研究・地域貢献担当）をもって充てる。

(職員等の意識向上)

第6条 最高管理責任者は、研究者の研究倫理意識の高揚を図り、及び事務担当者の公的研究費等の執行に係る専門的能力を高めるため、定期的に説明会又は研修会を開催しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の説明会又は研修会の実施に当たり、その受講状況及び理解度を把握するものとする。

3 職員等（公的研究費等の管理及び執行に携わらない者を除く。）は、公的研究費等の運営及び管理に関し、法令、法人の関係規程等を遵守する旨の誓約書を法人に提出するものとする。

（不正防止計画の策定）

第7条 最高管理責任者は、公的研究費等に係る不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

（不正防止計画推進室）

第8条 最高管理責任者の下に、全学的観点から公的研究費等の不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長（研究・地域貢献担当）
- (2) 学生部長
- (3) 研究委員長
- (4) 事務局長
- (5) 最高管理責任者が指名する研究経験者
- (6) 最高管理責任者が必要と認める者

3 推進室に室長を置き、副学長（研究・地域貢献担当）をもって充てる。

4 推進室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公的研究費等の不正防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 公的研究費等の不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 公的研究費等の不正防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること。
- (4) 公的研究費等の不正防止計画の検証に関すること。
- (5) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (6) 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
- (7) 研究活動上の行動規範の浸透を図るための方策に関すること。
- (8) 研究活動上のコンプライアンスに関する教育及び啓発活動に関すること。

（相談窓口）

第9条 公的研究費等に係る法人における事務処理手続及び公的研究費等の使用ルールに関する相談窓口を事務局学務課内に設置する。

（内部監査体制）

第10条 公的研究費等に係る事務の適正な執行を図るため、事務局職員で事務局長が指名する者から成る内部監査チームを組織し、点検及び内部監査を実施する。

2 理事長は、前項の規定による内部監査の結果を取りまとめ、学内に周知する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の管理及び監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第17号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日規程第30号)

この規程は、公表の日から施行する。